

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第6回遵守委員会会合報告書

2011年10月6-8日  
インドネシア、バリ

## 第6回遵守委員会会合

2011年10月6-8日

インドネシア、バリ

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会議長スタン・クローザーズ氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、インドネシアによるもてなしに謝意を表明した。
2. メンバーは、参加者を紹介するとともに、開会の挨拶を簡潔に行った。参加者リストは、別紙1のとおり。
3. 事務局長は、欧州委員会内における緊急かつ予期せぬ事態のために欧州連合が遵守委員会を欠席することに関して、同連合から遺憾の意が表明されていることを伝達した。

#### 1.2. 議題の採択

4. 議題は、若干の修正が行われた後、別紙2のとおり採択された。
5. 会合の文書リストは、別紙3のとおり。

#### 1.3. 会議運営上の説明

6. 会合は、通常の会合運営どおりに審議を進めるという議長の提案に合意した。

### 議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守

#### 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告（国別報告書及び更新版遵守行動計画上の遵守に関連する課題）

7. 会合に提出された国別報告書及び遵守行動計画に関連して、広範な議論が行われた。
8. 議論を通じて、以下の追加的な情報が提供された。
  - オーストラリアは、現在 SBT 国内遊漁調査を計画中であり、予算次第ではあるが、2013年の完成を予定していると述べた。また、オーストラリアは、過去に約束したことに従い、同調査の結果については、国別報告書を通じて報告することになるだろうとも述べた。

- 台湾は、SBTの国内消費に関して、輸出されるSBTの方がより高額であること、及び現在の国内水揚げは特定量のSBTを国内に水揚げしなければならないとする規制を主要因とするものであることから、その量は増加していないだろうと述べた。
  - 韓国は、2009年から2011年において韓国への輸入量が増加傾向にあり、韓国の国内市場は拡大し続ける可能性があるとして述べた。
  - 台湾は、台湾の2011年の残りの配分漁獲量が少ないことに関する質問に対して、中央インド洋における操業は9月に終了しており、SBTは慣習的に10月以降漁獲されているが、現在は南西インド洋におけるSBT操業の許可を有しているのはわずか2隻のみであると述べた。
  - 日本は、同国の見解として、現在のところいかなる形態の死亡を国別配分量に計上するかについての合意は存在せず、かかる課題は、今後、拡大委員会（EC）において更に検討する必要があることを指摘した。
  - 日本は、DNAサンプリング体制に関して、2010年の1000標本から、2011年には1500標本まで増やす計画であると説明した。
  - フィリピンは、CCSBTの許可漁船リストに掲載されている同国の25隻について、非現役船を除外するためにこれら船舶の状況をレビューする予定であると述べた。これによって、3隻のみがCCSBTのリストに残る可能性がある。
9. 議長は、EUは国別報告書及び遵守行動計画を提出しているとはいうものの、2年連続で会合を欠席しメンバーからの質問に回答することができないことは、遺憾であると述べた。
  10. EUは、国別報告書及び遵守計画に対する疑問に回答することが不可能であったことから、メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対して質問を提出するよう要請された。そして、事務局長はこれらの質問をEUに転送し、それらに対する回答を回章することとなった。
  11. メンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、参照及び比較がしやすいよう今後は遵守行動計画テンプレートを使用するよう要請された。
  12. メンバー及び協力的非加盟国は、海鳥に関連する自らの国別行動計画の実施及び海鳥との相互作業を低減させる努力を継続するよう要請された。一部のメンバーのはえ縄漁業における海鳥との相互作用の発生率、及び海鳥混獲の緩和に関する要件の遵守についての更なる情報提供の必要性に対して、懸念が表明された。
  13. 商業活動下における魚の移送（特に転載）の監視、及び転載された全てのSBTが目的地に届くことを確保することの困難性に対して懸念が表明された。商業上の要請によってMCS措置の緩和を考慮することとなってはならないが、転載時のランダムサンプリングは、可能性のある解決方法である。

## 2.2. 事務局からの報告

14. 事務局長は、メンバー及び CNM による CCSBT 管理措置の遵守を詳述した文書 CCSBT-CC/1110/04 を説明した。
15. 事務局長は、メンバー及び CNM による遵守は 100% ではないものの、事務局による分析結果によれば、昨年と比べ格段に改善が見られていると述べた。また、事務局長は、月別漁獲報告データによれば、全てのメンバー及び協力的非加盟国は、それぞれの 2010 年及び 2011 年の報告漁獲量が、自国の配分量の範囲内で管理できているように思われるとも述べた。
16. CCSBT-CC/1110/04 別紙 C は、2010 年におけるインドネシアの報告漁獲量と事務局が CDS 文書を利用して算出した推定漁獲量の間に着しい差異が存在することを示していた。インドネシアは、この問題を解決するために事務局が同国とともに作業を行うよう提案した。
17. メンバーは、CCSBT 管理措置の遵守に関する報告書は、遵守委員会にとって有益であり、遵守委員会の通常業務の一環として同報告書を評価すべきことに合意した。
18. 2010 年及び 2011 年におけるニュージーランドから日本への割当量の移譲に関して、ニュージーランドは、かかる措置は CCSBT16 における厳しい交渉を解決させるべく当該交渉期間中に策定されたニュージーランドと日本との間の公式な取決めであり、後日、情報として拡大委員会のメンバーに対して正式に発表されたものであると述べた。
19. CCSBT 許可船舶リストに掲載されていないインドネシア漁船による漁獲を記録した CDS 文書が多く存在することが留意された。インドネシアは、同国には数多くの小型船舶が存在するが、これらが SBT を漁獲する機会が少ないため、CCSBT 船舶リストには登録していないと述べた。
20. ニュージーランドは、CDS に関連して特定された問題の一部（例：不適切又は無効なコードの使用、許可船舶リストへの不登録）は、電子的なシステムを導入することで解決できる可能性があるとして提案した。現在、ICCAT では、電子 CDS を利用しており、これは CCSBT にとって模範となる可能性があることが留意された。

## 2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価

21. 議長は、CNM の地位の継続に関する拡大委員会の決定を支援すべく、メンバーに対して、CNM による CCSBT 管理措置の遵守パフォーマンスについて検討するよう要請した。EU に関して、報告及び CDS の実施に対するパフォーマンスについての懸念が表明された。

### 議題項目 3. CCSBT 遵守計画の策定

22. 会合は、遵守計画を最終化し、これを拡大委員会に対して勧告した。最終化された計画は、別紙 4 のとおり。

### 議題項目 4. 遵守政策提言の策定

23. 会合は、遵守政策提言を最終化し、これらを拡大委員会に対して勧告した。これらは、別紙 5-8 のとおり。
24. 遵守政策 2（監査政策）に関する議論の過程において、メンバーは、拡大委員会によって予算が支出されることを条件として、今後 2 年間は試行的な形で監査プロセスを実施すべきことに合意した。かかる提案によって、メンバーの初期経費が減額できるとともに、同政策を実用的な方向に修正することが可能となる。
25. コンサルタントによる既存の作業を議論の出発点として利用しつつ、事務局長が、国別配分及び洋上転載の遵守に関する履行要件を策定するための休会期間中の議論を開催することが合意された。

### 議題項目 5. CCSBT MSC 措置のレビュー

#### **5.1. CDS**

26. 事務局長は、事務局に提出された CDS データに関して作成及び実施された調査結果を要約した文書 CCSBT-CC/1110/07 を説明した。メンバーは、事務局が作成した当該調査結果を支持した。
27. 総じて、メンバーは、自身の現行の CDS プロセスを積極的に改善していく意思を表明した。
28. 事務局は、現在事務局内には、フォローアップが必要な未処理の様式が非常に多くあるが、CDS 文書において問題が見つかった場合には、各メンバー及び CNM に連絡を取るつもりであり、それを継続していくと述べた。
29. 事務局は、複数月に跨って収穫された SBT が同一漁獲モニタリング様式に記載されたことによって、漁獲量の照合が困難となり、また、CDS を通じて提供され得る情報量も少なくなったとコメントした。割当量に対する漁獲量の照合、及び科学目的のための暦年での漁獲量検証を可能にすべく、メンバー及び協力的非加盟国は、2012 漁業年以降、漁業年が異なる場合には同様式の異なる行を、暦年が異なる場合には異なる行を使用することが合意された。事務局が複数月に跨る漁獲を区別する際には、漁獲標識様式も活用する。

## 5.2. 転載決議

30. 事務局長は、CCSBT 転載決議の実施状況を分析した CCSBT-CC/1110/05 を説明した。
31. 事務局長は、SBT の転載が予定されている際に行われるオブザーバー配乗要求の提出に関して、2011 年上半期において、メンバー及び協力的非加盟国の遵守に著しい改善が見られたことを指摘した。日本からの質問に対して、事務局は、2010 年における遵守委員会による勧告に基づき、全ての ICCAT 及び IOTC 転載オブザーバーは、CCSBT の要件及び SBT の同定に関する訓練を受けていると説明した。しかしながら、オブザーバーが転載されるまぐろの種類を見分けることが不可能な状況が頻繁に生じており、「まぐろ種の混在」のみという観察結果になるという問題が依然として残っている。
32. CC5 後、転載の監視を円滑にするために SBT を他のまぐろ類の漁獲物から別にしておくことについて議論が行われた。一部のメンバーは、作業上の理由からかかる取扱いをすることは困難であったと述べた。
33. メンバーは、仮に SBT を別にする事又は特定することが困難だとすれば、同遵守措置の効果及び効率性に懸念があることを提起した。メンバーは、同措置の改善方法を検討し、仮にそれが困難だとすれば、委員会は同措置の実施を継続すべきかどうかについて検討するよう要請された。

## 5.3. VMS

34. 他の RFMO、すなわち WCPFC 及び IOTC の VMS 制度の要件に関して若干の議論が行われ、WCPFC は中央管理型 VMS を運用していることが留意された。

## 5.4. 許可蓄養場・船舶記録

35. オーストラリアは、許可蓄養場に関するデータ提供様式が同国の蓄養データの構造と一致するよう、同様式を修正するべく事務局と作業を行う意思を再度表明した。

## 議題項目 6. 新規 MCS 措置の検討

### 6.1. マーケット分析

36. オーストラリアは、全世界の SBT マーケット (CCSBT-CC/BGD01) に関する文書を説明した。オーストラリアは、可能性のある遵守リスクを特定するべく、SBT の貿易及び消費に関連するマーケットのトレンドを追跡調査することが委員会にとって有益であろうと述べた。オーストラリアは、広範なマーケットのトレンドに関する情報を入手するため、委員

会は、貿易データを提供するデータベースを購入すべきことを提案した。また同国は、貿易データには往々にして誤りがあるだろうから、提案している分析は貿易及び消費の正確な推定値を提供することは不可能であろうということも指摘した。

37. 日本は、現在同国が実施している市場モニタリングを継続するつもりであると述べた。
38. 遵守委員会は、拡大委員会に対して、マーケット分析を実施すべきこと、同分析の実施を可能とするために貿易データを購入することを勧告することに合意した。さらに、遵守委員会は、マーケットのトレンドを分析するため、これらの貿易数値の利用に関する手法の開発を拡大科学委員会に要請するよう勧告した。

## 6.2. 遵守の強化

39. 日本は、遵守の強化に関する文書（CCBST-CC/1110/12）を説明した。その後、同文書について詳細な議論が行われた。
40. 日本は、メンバーからの意見を検討し、CCSBT18 会合での更なる議論に向けて同文書を修正することを約束した。
41. 全ての SBT の死亡が報告され（詳細なデータが利用不可能な場合には最善の推定値を含む）、科学分析に利用されることを確保することの重要性と同様に、遵守リスクを低減させるためのリアルタイムモニタリングプログラムの遵守上のメリットが指摘された。
42. CDS を強化することができるといったメリットを持つ DNA 技術の可能性についての研究が行われている。

## 議題項目 7. 将来の作業計画

43. 将来の作業計画は、遵守計画内に示されることとなった（別紙 4）。

## 議題項目 8. その他の事項

### 8.1. 繰越しに関するニュージーランド文書

44. ニュージーランドは、議論のため、未漁獲分の配分量の繰越しに関する同国提案文書（CCSBT-CC/1110/08）を説明した。
45. 会合は、遵守の観点から繰越しを行うことによって生じるリスクが存在するが、当該リスクは、3年間のクォーターブロックを超えて割当量を繰越すことを認めない単純な繰越規則によって管理可能であるということに合意した。メンバーからの意見を考慮したニュージーランドの文書の修正版は、拡大委員会による検討のため、別紙 9 として添付した。

## 8.2. オブザーバーに関するオーストラリア文書

46. オーストラリアは、メンバーからの意見を考慮した CCSBT オブザーバー計画に関する同国提案文書（CCSBT-CC/1110/09）を説明した。同提案は、2010 年の第 5 回遵守委員会会合において、初めて説明されたものである。
47. メンバーは、オーストラリアから前回提案された案に対してメンバーが提出したコメントを取り入れようとした同国の努力に感謝した。メンバーは、漁獲データ及び ERS 情報の検証のためには、オブザーバーデータが重要であることを再確認した。
48. 同文書及び導入のための作業計画案に関して、他の RFMO 地域オブザーバー計画との重複、オブザーバーの交換の現実性等、多くの懸念が表明された。また、WCPFC にはかかるオブザーバー交換の前例があることが留意された。
49. メンバーはかかる提案に合意できなかったことから、オーストラリアは、提出された意見を踏まえ、来年の ERS 作業部会会合に向けて修正版を作成することを提案した。

## 8.3. ステレオビデオに関するオーストラリア文書

50. オーストラリアは、同国の SBT 蓄養事業におけるステレオビデオ技術の商業的試行の結果に関する文書（CCSBT-CC/1110/11）を説明し、同時に、この試行によって多くの未解決課題が存在することが浮き彫りになったと報告した。オーストラリアは、12 か月間の導入期間を通じて作業を行い、その後、2012 年 12 月 1 日から、各移送に適用するサンプリング戦略とともに移送の 100% 監視を行う予定であると述べた。
51. 日本は、現行の 40 尾サンプリング法におけるバイアスの可能性について懸念を有していると述べ、また、両手法を比較することによってこれらの懸念を解消するためにステレオビデオモニタリングが利用されるのかどうか質問した。オーストラリアは、2つの漁獲モニタリング手法を同時に運用することは困難であり、ステレオビデオカメラに関する実施上の課題が解決された場合には、ステレオビデオが既存の漁獲モニタリングシステムと入れ替わることとなると回答した。日本は、オーストラリアからのこのような回答に対して懸念を表明した。
52. オーストラリアは、近年、蓄養部門における漁獲モニタリングの改善のために膨大なリソースを投入してきていること、そして、利用可能な情報がほとんどない一部のはえ縄部門におけるモニタリングの改善においては、これと同様の努力が尽くされていないことは遺憾であると応答した。さらに、オーストラリアは、投棄量に関する報告が無いことは、自国の SBT 割当量を消化してきた船上での投棄を監視するオブザーバー率が低いことと併せて、SBT の管理上、最大の脅威となっていると述べた。



#### 8.4. 蓄養魚の分析に関する日本文書

53. 日本文書（CCSBT-CC/1110/BGD02）に対して直接的な意見は出されなかった。ただし、日本からの提案、すなわち、拡大委員会から独立科学者に対して、日本が持つ輸入 SBT のサイズデータの分析及びこれによって得られたオーストラリアによる蓄養向けの SBT 漁獲量の推定値の拡大委員会への報告を要請するという提案が議論された。決定事項はなく、本件に関する議論は CCSBT18 に委ねられることとなった。

#### 8.5. その他

54. 国別報告書及び遵守行動計画の合理化に関して、事務局長及び議長は、第 7 回遵守委員会会合では最終化されたテンプレートを利用することを念頭に、今後 6 か月かけて作業を行う。

### 議題項目 9. 拡大委員会への勧告

55. 遵守委員会は、拡大委員会が以下に掲げる事項を実施するよう勧告する。
- 遵守計画を承認する
  - 以下の遵守政策ガイドラインを承認する
    - 遵守政策 1—CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件
    - 遵守政策 2—試行的監査に関する政策<sup>1</sup>
    - 遵守政策 3—是正措置に関する政策
    - 遵守政策 4—MCS に関する情報収集及び共有
  - 事務局長と遵守委員会議長がメンバーと協議をして国別報告書を遵守行動計画報告書と統合し合理化する提案を承認する
  - ERS 作業部会に対して、ERS に関する報告を改善するメンバーを支援するための遵守報告テンプレートをレビューするよう要請する
  - メンバーに対して、割当量に対する漁獲量を正確に報告するための制度を構築するよう及び資源評価に利用すべくその他の SBT 死亡量の最善の推定値を提供するよう要請する
  - マーケット分析の実施及びこれを促進するための貿易データの購入に関する提案を承認する

---

<sup>1</sup>メンバーは、試行的監査に関する政策は、拡大委員会の予算が利用可能となった場合のみ承認されるべきであることも強調した。

## 議題項目 10. まとめ

### **10.1. 次回会合の時期及び期間**

56. 会合は、議論すべき作業量に応じて次回の遵守委員会会合の期間を決めることに合意し、大部分のメンバーは、2012年は3日間が適当であると提案した。

### **10.2. 会合報告書の採択**

57. 報告書が採択された。

### **10.3. 閉会**

58. 会合は、2011年10月8日2時47分に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. CCSBT 遵守計画
5. CCSBT 遵守政策提言 1
6. CCSBT 遵守政策提言 2
7. CCSBT 遵守政策提言 3
8. CCSBT 遵守政策提言 4
9. 配分量の未漁獲量の限定的繰越しに関する規則の策定に関する考察（改訂版）

参加者リスト  
第 6 回遵守委員会特別会合

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

CCSBT 議長

アブドゥル・ゴファル

ディポネゴロ大学漁業海洋科学部教授

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド

農業・漁業・林業省副事務次官

ギャビン・ベッグ

オーストラリア農業資源経済科学局部長

アナ・ウィロック

農業・漁業・林業省 国際漁業課長

カトリーナ・フィリップス

農業・漁業・林業省国際漁業担当主任

ゴードン・ニール

農業・漁業・林業省漁業部長

マシュー・ダニエル

オーストラリア漁業管理庁 SBT 漁業部長

シモーナ・ティミンズ

法務省国際法室主任法律官

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

アンドリュー・ウィルキンソン

トニーズ・ツナ・インターナショナル部長

アンソニー・エリン

ステアグループ（株）会計監査役

クレイグ・ヒューズ

ブラズロブ漁業グループ（株）蓄養部長

漁業主体台湾

シューリン・リン

行政院農業委員会漁業署主任

アレン・ハン

対外漁業協力発展協会事務員

ホーシン・カン

対外漁業協力発展協会アシスタント

クワンティン・リー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

## インドネシア

アガス A. ブディマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
ウディアント	漁業管理保存研究センター研究官
アリ・スマン	漁業管理保存研究センター海洋漁業研究所 長
エルニ・ウィジャジャンティ	海洋漁業省課長補佐
ウイスヌ・ハーヤティ	海洋漁業省課長補佐
サウト・タンブボロン	海洋漁業省係長
トリアン・ユナンダ	海洋漁業省室長
マーラス	海洋漁業省
ノビアトリ・ラマワティ	海洋漁業省
ヤヤン・ヘヌヤディン	海洋漁業省
プトゥ・スアデラ	海洋漁業省
ハリニ・ナレンドラ	インドネシアまぐろ協会副会長
今泉 信雄	インドネシアまぐろ協会
ドゥイアガスシスワ・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局長
バンバン・ノバントロ	インドネシアまぐろはえ縄協会事務局次長
アイバンハンス・ジョージ	インドネシアまぐろはえ縄協会課長
アブドル・イマン	バリ・ペンガンベンガン漁港職員
アクマラドゥイ・ヌガハラ	ジャカルタ・ニザム・ザックマン漁港職員

## 日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部漁業調整課
佐野 由輝	経済産業省農水産室課長補佐
伊藤 智幸	水産総合研究センター 遠洋水産研究所
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
中村 正明	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合
池田 博	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会会長
小船 憲佳	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

## ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	漁業省科学部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官

## 大韓民国

ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課
ツァンギム・キム	国立漁業調査開発研究所主任研究官
サンス・キム	農林水産食品部遠洋漁業管理室課長補佐
ヤンキュン・ジョ	動植物水産物検疫検査庁水産物品質制御課
チーゴン・キム	思潮産業（株）
インケン・パク	韓国海外漁業協会遠洋漁業課
ナラエ・ハ	思潮産業（株）
カンジャエ・クワ	ドンワン産業

## 協力的非加盟国

### フィリピン

ジル・アドラ	水産海洋資源局課長補佐
リチャード・サイ	OPRT フィリピン

### 南アフリカ

コシナティ・ダナ	農業・林業・漁業省特別調査部門課長
クレイグ・スミス	農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業 管理担当
フィンディウイ・ディンギル	農業・林業・漁業省課長操業支援担当
マリサ・カショルテ	農業・林業・漁業省政策分析官国際連携担 当

オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ      コンサルタント

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

**CCSBT 事務局**

ロバート・ケネディー

鈴木 信一

レッチェル・フレンチ

事務局長

事務局次長

アシスタント

第 6 回遵守委員会会合  
2011 年 10 月 6-8 日  
インドネシア、バリ  
議題

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. 会合運営上の説明
2. CCSBT 保存管理措置の遵守
  - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告（国別報告書及び更新後の遵守行動計画の内容における遵守に関連する課題）
  - 2.2. 事務局からの報告
  - 2.3. CCSBT 管理措置に対する遵守の評価
3. CCSBT 遵守計画の策定
4. 遵守政策提言の策定
5. CCSBT MCS 措置のレビュー
  - 5.1. CDS
  - 5.2. 転載
  - 5.3. VMS
  - 5.4. 許可蓄養場・船舶記録
6. 新規 MCS 措置の検討
  - 6.1. マーケット分析
  - 6.2. 遵守の強化
7. 将来の作業計画
8. その他の事項
9. 拡大委員会への勧告



## 10. まとめ

10.1. 次回会合の時期

10.2. 会合報告書の採択

10.3. 閉会

文書リスト  
第 6 回遵守委員会会合

**(CCSBT-CC/1110/ )**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
5. (Secretariat) Implementation of the CCSBT Transshipment Resolution
6. (CC Chair, Consultant, Secretariat) Draft CCSBT Compliance Plan and Compliance Policy Statements – Revised after Special Meeting
7. (Secretariat) CDS Data Standards
8. (New Zealand) Considerations on development of rules for limited carry-forward of unfished allocations
9. (Australia) Revised proposal for verifying catch and effort data through a CCSBT scientific observer program
10. (Secretariat) Audit proposal with cost as requested by the CCWG
11. (Australia) Technical assessment of the 2011 commercial trial of stereo-video in the Australian southern bluefin tuna farm sector
12. (Japan) Revised Japan’s proposal on Resolution on strengthening compliance

**(CCSBT-CC/1110/ SBT Fisheries - )**

Australia	Australia’s 2010 review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries for the Compliance Meetings and Annual Commission
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2010 Fishing Season
Korea	Annual Review of National SBT Fisheries
New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries
Taiwan	Review of Taiwan’s SBT Fishery of 2010/2011
European Union	Annual Review of National SBT Fisheries
Philippines	National Report of the Philippines as a Cooperating Non-Member of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (CCSBT)

South Africa Annual Review of the South African SBT Fishery for the 18th Annual Meeting of the Commission

**(CCSBT-CC/1110/Compliance Action Plan- )**

Australia	Australia's compliance action plan for the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Indonesia	Indonesia Compliance Action Plan
Japan	Japan Compliance Action Plan
Korea	Korea Compliance Action Plan 2011
New Zealand	New Zealand Compliance Action Plan 2011
Taiwan	Taiwan Compliance Action Plan
European Union	European Union Compliance Action Plan
Philippines	Philippines Compliance Action Plan
South Africa	South Africa's CCSBT Compliance Action Plan

**(CCSBT-CC/1110/BGD )**

1. (Australia) Global markets for southern bluefin tuna: Principles for an analysis of established, expanding and emerging markets (*previously CCSBT-ESC/1107/22*)
2. (Japan) Age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2010 (*previously CCSBT-ESC/1107/26*)
3. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2011 update (*previously CCSBT-ESC/1107/27*)

**(CCSBT-CC/1110/Info )**

**(CCSBT-CC/1110/Rep )**

1. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
2. Report of the Sixteenth Meeting of the Scientific Committee (July 2011)
3. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
4. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)
5. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)
6. Report of the Second Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (April 2010)
7. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
8. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)
9. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
10. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)

11. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee (October 2008)
12. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
13. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)

## CCSBT 遵守計画

### 目的

遵守計画は、2011年8月に承認された CCSBT 戦略計画を支持する。遵守計画は、特にカテゴリーCに関するビジョンを支持する。

「メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、  
その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それらの CCSBT 保存管理措置に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成させる枠組みを示すことである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための「3年間の行動計画」を含んでいる。当該行動計画は、毎年レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、行動計画は、「生きた」文書となり、重点項目は時間とともに変更される。

この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれ、全ての委員会には拡大委員会も含まれる。

### 構成

この計画は、以下に掲げる5つのパートから構成されている。

1. ゴール及び戦略
2. 遵守に関する原則
3. 役割及び責任
4. 計画実施及びレビュー
5. 3年間の行動計画（別添）

## パート 1：ゴール及び戦略

### ゴール

CCSBT 戦略計画は、メンバーによる参加及び実施に関連する 4 つのゴールを特定している（カテゴリー C）。

- **監視、管理及び取締り（ゴール 8）**

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼働する

- **メンバーの義務（ゴール 9）**

全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する

- **途上国支援（ゴール 10）**

途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる

- **CCSBT への参加（ゴール 11）**

SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関（REIO）及び主体を SBT の管理に協力させる。

寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請する。

### 戦略

戦略は、これらのゴールを達成するために提案される手段であり、それぞれのゴールに対応した番号を付している。

下記の戦略は、CCSBT 戦略計画において規定された戦略に基づいている（14-15 ページ）。一部の戦略については、タイトルに修正を加えており、記述も詳しくしている。戦略 8.4 は、非メンバーの IUU 漁業の監視を明示的に網羅できるよう拡大している。戦略 8.7（調査）は、新しいものである。

#### 8.1 合意された MCS 措置をメンバーが実行する

遵守委員会は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の実施を監視する。これには、保存管理措置の包括的なリストの策定、及び当該措置に基づくメンバーの義務に対する各メンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告書は、遵守委員会によって分析され、メンバーは当該報告書に関する質問及びフィードバックを受ける。

遵守委員会は、遵守政策を策定<sup>1</sup>し、そして定期的にこれをレビューする。かかる政策は、メンバーの義務及び関連する履行要件を明記し、これらの義務

---

<sup>1</sup> 遵守政策案は、最低履行要件（CP1）、監査（CP2）、是正措置（CP3）及び情報共有（CP4）に関するものが作成されている。

に対するメンバーの遂行状況の監視方法に関する具体的な情報をメンバーに提供するものである。遵守政策は、委員会の合意によって採択される。

## 8.2 MCS 戦略を策定し実施する

新たに発生した遵守リスクに対応するため、又は効果のない若しくは効率の悪い措置の代わりとするため、新規の措置が必要となる可能性がある。遵守委員会は、委員会に勧告する措置や義務を策定する際は、リスク管理の手法を採用する。これには、以下に掲げるものが含まれる。

- a) 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップを特定する
- b) 必要な変更を実施するための計画を策定する

保存管理措置の変更又は追加に関する勧告には、履行要件も含まれる。

## 8.3 メンバーの遵守強化

漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養、貿易等）における十分な遵守を確保すべく、メンバーの取組を強化する。

遵守委員会は、メンバーが効果的な MCS 制度及び費用対効果の高い遵守業務の遂行を計画及び実施するのを支援するための政策及びガイドラインを策定する。かかる政策及びガイドラインは、メンバーの義務に基づくものとし、義務を遂行しないリスクを回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせるものとする。

## 8.4 SBT 市場の拡大の監視

委員会及びメンバーは、非メンバーによる SBT 漁業及び SBT 市場の拡大を積極的に監視する。これには、SBT に関する貿易データの定期的なレビューも含まれる。

CCSBT の義務に反する全ての SBT 漁業を支援する非メンバー及び寄港国は、CCSBT の措置に協力するよう要請される。IUU SBT 漁業への対抗措置が実施され、これには国際法と整合的な貿易及び市場措置の適用が含まれる。

## 8.5 遵守に関するデータの交換

遵守委員会は、MCS に関する情報を、メンバー間で、及び寄港国と、交換及び共有することを促進するための政策を策定する。これには、必要となるデータの機密性に関する規則の実施も含まれる。

遵守委員会は、メンバー、その他の関係団体（寄港国、市場国、NGO 等）、及び一般の者との間の情報共有を促進する。これには、情報共有を障害するものの除去、情報共有の経費を圧縮するための制度の設立、及び委員会の情

報へのオープンアクセスを最大化する政策の採択、に積極的に取り組むことが含まれる。

## 8.6 事務局による MCS 業務

事務局は、遵守委員会に対して、遵守政策及びプロセスに関する助言を提供し、共有される遵守業務の指定及び発注を支援する。

これには、以下の事項が含まれる。

- a) 提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を毎年報告する
- b) 事務局に提出されたデータに基づき、既存の MCS 措置の有効性を評価する
- c) CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する
- d) 遵守制度及び計画（例えば、漁獲証明及び報告）の管理

かかる業務を提供するため、専任のコンプライアンス・オフィサーを事務局の職員として1名採用することを検討する。

事務局は、予算上の決定に応じて、委員会に対して MCS に関する業務を提供することができるが、これは費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会へのサポート、委員会運営の円滑化及び委員会に関する情報の管理を阻害しない形で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じて実施することができる。

## 8.7 調査及び開発

遵守委員会は、MCS 制度の実施を促進するべく、新しい技術及び手法に関する調査の開始を勧告する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用対効果について評価する。当該試験のための負担割合は、遵守に関するリスク及び便益に基づくものでなければならない。試験のための資金拠出については、技術及びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

### 9.1 メンバーの MCS 制度及びプロセスの監査

保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守に対して、定期的に監査が行われる。

遵守委員会は、メンバーに対して、当該メンバーの SBT に関連する MCS 制度に対して独立的に監査が行われるよう要請する。かかる監査は、メンバーが CCSBT の義務を遂行するために実施している制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。かかる監査の目的は、メンバーに対して、当該メンバーの MCS 制度の妥当性を保証するものであり、また改善分野を特定し、そして委員会に対して当該メンバーは自らの義務を果たしていることを保証するものである。



## 9.2 是正措置及び改善

遵守委員会は、公平で、透明性が高く、及び差別のない是正措置（罰則、インセンティブ等）を策定し、CCSBTの義務の遵守を促進する。

メンバーが主要な保存管理措置及び義務（特に漁獲管理措置及びMCS措置）を遵守していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合には、遵守委員会は、調査を行うよう勧告する。調査結果は、委員会によって検討される。

委員会は、CCSBTの義務を遵守しないメンバーに適用される是正措置及び/又は改善措置の種類及び程度を検討する。具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、勧告される是正措置及び改善措置には、以下に掲げる事項を含めることができる。

- 遵守に関する支援
- 過剰漁獲の返済
- 漁獲枠の削減
- 公表
- 監視措置の強化（検査、オブザーバー等）
- 貿易又は市場制限（国際法と整合的な形で）

## 10.1 委員会の要件を実施する途上国への支援

遵守委員会は、委員会がメンバーに技術及び資金を提供し、当該メンバーが自らの義務を遂行するために漁業MCS制度の開発及び実施を行うのを支援するよう勧告する。支援には、以下に掲げる項目を含めることができる。

- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援

委員会は、途上国のメンバーと共に作業を行い、以下の事項を実施する。

- a) 途上国によるCCSBTの義務の遂行を確保するためには、いかなる分野に対する支援が有益であるか特定する
- b) 支援の提供方法について特定する（例：技術向上、派遣、ワークショップなど）
- c) 途上国が委員会の要件を実施するのを支援する計画を策定及び実施する

## 11.1 包括的な協力

CCSBTの管理措置の広範な実施を促進するため、遵守委員会は、SBTに関係する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな非メンバー国を特

定する。このような国は委員会に通報され、委員会はかかる国々に対して CCSBT の管理措置への協力を要請するかどうかについて検討する。

## パート 2：遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

*遵守要請*：メンバーは、効果的な遵守制度の実施を通じて、CCSBT の義務を遵守するよう要請されなければならない。

*抑止策*：IUU 漁業を発見し、処罰するための効果的な抑止策が用いられなければならない。

*責任*：メンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていることの説明責任を有しなければならない。

*公開及び透明性*：

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければならない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告書は、可能な限り直ちに公表されなければならない（ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする）。

*協力及び共同活動*：メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを向上させなければならない。

*インセンティブ*：前向きなインセンティブによって、メンバーによる遵守制度の監視及び改善が奨励されなければならない。

*効率性*：遵守義務は、費用対効果があるものでなければならず、メンバーに対して不当な経費を負担させてはならない。

*リスク管理*：保存管理措置並びにそれを支援する制度及びプロセスの変更又は追加の決定を行う際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

## パート 3 : 役割及び責任

### メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則<sup>2</sup>に従うことを確保する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

### 委員会

- 遵守計画及び「3年間の行動計画」を承認する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

### 遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 年次遵守リスク評価を実施する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、「3年間の行動計画」（別添 1）をレビューし、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBT の義務の追加又はその修正を勧告する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

### 事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会のための差異報告書を作成する。

---

<sup>2</sup> 「規則」には、法令、許認可の条件を含む。

- 遵守委員会に対して、遵守/MCSに関する政策、計画、ガイドライン及び業務についての助言を行う。

## パート4：計画の実施及びレビュー

### 実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 年次遵守リスク評価
- 「3年間の行動計画」の年次レビュー及び更新

遵守委員会は、委員会によって検討され決定されるよう、行動計画、新しい義務、政策、その他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

### レビュー

CCSBT 戦略計画がレビューされた場合には、委員会は直ちに遵守計画をレビューする。「3年間の行動計画」（別添1）は、遵守委員会によって毎年レビューされる。

### 承認

この計画は、委員会によって承認された。

---

委員会議長

---

日付

## 別添 1. 3年間の行動計画（2012-2014年）

この別添は、各ゴール及び戦略に基づく今後3年間の行動を定めている。青字の番号は、CCSBT戦略計画中の戦略において使用されている番号である。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。具体的な遵守に関するリスクは、以下のとおり。

- 物理的な確認及び適切な検証を重視したCDSの効果的な実施。
- 転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴うSBTの転載に関する事前通報、及びSBTの申告がない場合においてもSBTの転載を発見することができるよう全てのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- 他の種（SBT以外）として水揚げされるSBT。
- SBT市場の拡大。
- 蓄養部門における漁獲量の監視。
- 混獲量及び投棄量が国別配分に含まれた形で報告されていないこと。
- 寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより、寄港国が改善された方法によってSBTに関する活動を監視するのを支援する。

2011年8月におけるメンバーからのフィードバックに基づき、具体的な遵守に関するリスクが優先付けされた。最初の期間（2012年から2014年まで）において、この行動計画は、以下の優先事項に焦点を合わせる。

- 国別配分の遵守
- CDSの実施
- IUU漁業
- 洋上転載

現在の優先事項に直接関連しない行動は、この期間における活動として表記していない。

ゴール8 - 監視、管理及び取締り

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼動する

戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
<b>8.1 合意されたMCS措置 を 実行する</b>  <b>8.1 (i)</b>	8.1.1 合意済みの保存管理措置のリストを作成・管理する。			
	8.1.2 最低履行要件を策定及び採択する。 - 国別配分の遵守 - CDSの実施 - 転載			
	8.1.3 メンバーが義務及び最低履行要件の履行について報告するための修正しかつ統一したテンプレートを作成する。			
	8.1.4 履行報告制度を実施する。これには、メンバーからの履行報告書及び事務局からの差異報告書の検討が含まれる。			
<b>8.2 MCS 戦略を策定し実施 する</b>  <b>8.1 (ii)</b>	8.2.1 遵守に関するリスク評価の枠組を策定し、メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS計画策定及び優先付けのための、一貫性がありかつ協調的な取組を推進する。			
	8.2.2 措置及び義務をレビュー及び合理化し、不必要な遵守上の費用を削減する。			



<p><b>8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)</b></p> <p><b>8.1 (iii)</b></p>	<p>8.3.1 他の RFMO との共通 IUU 船舶リストに関して、以下に掲げる事項の費用及び便益を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- メンバー及び RFMO における VMS の合理化</li> <li>- RFMO における共通の船舶登録の共有</li> <li>- 他の RFMO との CDS 合理化</li> </ul> <p>8.3.2 寄港国の義務の効果的な実施方法を評価する。</p> <p>8.3.3 既存の二国間協定及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理、取締りネットワーク等）を土台として、メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守の調査を行うことができるようにする。</p>			
<p><b>8.4 市場の拡大を監視する</b></p> <p><b>8.1 (iv)</b></p>	<p>8.4.1 新興 SBT 市場を対象とした組織的な監視体制を導入する。</p> <p>8.4.2 SBT 貿易データをレビューする。</p> <p>8.4.3 IUU SBT 漁業を対象とした組織的な監視及び取締り体制を導入する。</p>			
<p><b>8.5 遵守に関するデータ共有する</b></p> <p><b>8.1 (v)</b></p>	<p>8.5.1 メンバー及び寄港国と標準化された MCS 情報を共有することを決定する。</p>			
<p><b>8.6 事務局による MCS 業務</b></p> <p><b>8.1 (vi)</b></p>	<p>8.6.1 MCS データを分析し、傾向を報告する（毎年）。</p> <p>8.6.2 提出されたデータに基づき MCS 措置の有効性を評価する。</p> <p>8.6.3 全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する（SBT がある場合）。</p> <p>8.6.4 公開されている市場データの傾向分析を行う。</p>			
<p><b>8.7 調査及び開発</b></p>	<p>8.7.1 オブザーバー、証明者、確認者が SBT（特に 1 次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発を行う。</p>			

ゴール9—メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBT の規則を遵守する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
9.1 メンバーの制度及び プロセスを監査する  9.1 (i)	9.1.1 CCSBT の予算において支出が認められることを条件として、CCSBT 監査員を任命し自主的な監査を試行する。			
	9.1.2 試験的監査を完了する。			
	9.1.3 監査報告を受け、結果を分析し、そして適切な措置を講じる。			
9.2 是正措置及び改善 9.1 (ii)	9.2.1 疑われる非遵守を調査するための手続きを策定する。			
	9.2.2 必要に応じて疑惑を調査する。			

ゴール10: 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
10.1 遵守支援 10.1 (i)	10.1.1 インドネシアに対して MCS 支援計画を提供する。			
	10.1.2 MCS 制度に関するベストプラクティスの特定・共有を継続する。			

ゴール11: CCSBT への参加 寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。				
戦略	優先行動	2012年	2013年	2014年
11.1 包括的な協力 11.2	11.1.1 協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。			
	11.1.2 当該国を委員会に通報する。			

## CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件 遵守政策ガイドライン1

### 1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が、CCSBT の保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務はメンバー及び CNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及び CCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT 事務局から提供されたものであり、CCSBT の決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又は CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

### 2. 目的

この政策の目的は、CCSBT の義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

a) CCSBT の義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b) 規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に手が入る可能性がある。

### 3. 政策提言

1. メンバーは、2012年9月までに、この遵守政策の別添1において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
3. 漁獲管理、許可及びMCSに関連する措置（別添1のグループ1-3）については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置（別添1のグループ4及び5）についても、自らの運用制度及びプロセスを文書化するよう要請される。
4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 規則遵守の監視方法の特定
  - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
  - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
  - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
5. 履行に関する年次報告書は、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 最低履行要件を満たす方法及びその監視方法についての規定
  - 義務及び履行要件を満たすための規則、運用制度及び手続の効果の評価
  - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添1の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得らなければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBTにおける一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。：

- 別添2（CCSBTメンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準）、CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション3（洋上転載）、付属書1（CCSBT転載申告書）及び付属書2（CCSBT地域オブザーバー計画） [転載決議](#)
- CCSBT科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

### 定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *運用制度及びプロセス*—義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- *規則*—法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- *制裁*—発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度（CDS）に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- *証明*とは、CDSの様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明は、関係する事業運営（例：漁業、蓄養、輸入又は輸出）を代表する、又はそれに対して責任を有する個人によって実施される。
- *確認（validation）*とは、CDSの様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを二番目にチェック及び承認することをいう。確認の手続きには以下に掲げる事項が含まれる。

(1) 文書の確認（checking）

(2) ランダムサンプリングを通じた SBT 製品又は漁獲物及び関連する文書の検査。これらのサンプリングは、メンバーにおいて、以下を対象に実施される。

- a. 蓄養場
- b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶
- c. 外国の港に水揚げする船舶

(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視

必要となるいかなる検査も CDS の様式を確認する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを承認又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。
  - (1) CDS 文書及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査
  - (2) CDS 文書が不完全又は添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視

#### 4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBT における義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添 1 は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

2011 年において、遵守委員会は、以下の事項を行う。

- a) 国別配分についての義務に関連する履行要件を検討し、委員会に勧告を行う。
- b) 2012 年に取り組むべき義務を決定し、2012 年の遵守委員会会合に履行要件を提案するための休会期間中のプロセスを提案する。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意後、新しい義務及び履行要件が別添 1 に追加されることとなる。

## 5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項：
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策の承認</li><li>● 履行要件の承認</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 履行要件の勧告（別添 1 の更新）</li><li>● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視</li><li>● この政策のレビュー及び修正勧告</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施</li><li>● 進捗及び有効性に関する報告</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告書のテンプレートの作成</li><li>● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載</li></ul>

## 6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

## 7. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

\_\_\_\_\_  
委員会議長

日付： \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)



## 別添 1. 最低履行要件

この別添は、メンバーが各保存管理措置に関連する義務を履行するための最低履行要件について規定している。かかる保存管理措置は、以下のグループに分類される。

- 1 漁獲管理措置
- 2 許可措置
- 3 MSC 措置
- 4 科学的措置
- 5 生態学的関連種に関する措置
- 6 定期的報告措置

### 1. 漁獲管理措置

このセクションは、以下の措置に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 国別配分の遵守 (1.1)
- 遵守行動計画 (1.2)

#### 1.1 国別配分の遵守 (決定)

**名称：** この措置の公式名称は存在しないため、「国別配分の遵守」を用いる。

**リンク：** CCSBT16 報告書のパラグラフ 49-51 及び 53、並びに CCSBT17 報告書のパラグラフ 52、54 及び 66

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_16/jp\\_report\\_of\\_CCSBT16.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_16/jp_report_of_CCSBT16.pdf)

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_CCSBT17.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_CCSBT17.pdf)

**注：** この措置に関連する義務は、拡大委員会の定期的な決定によって変更されるので、常時更新が必要となる。現行の義務は、2010年及び2011年に関して合意された TAC 及び国別配分に関するものである。

## 1.1 国別配分の遵守

### 義務

- i. 2010年及び2011年については、各メンバーは、下記の「漁獲枠」の列において定められている2年間の平均漁獲量に拘束される。オーストラリア及びニュージーランドは、2年間の平均漁獲量が「実際の漁獲枠の制限」の列に記載された数値を超えないよう自主的な削減を実施する。

	名目漁獲量(トン)	漁獲枠(トン)	実際の漁獲枠の制限(トン)
日本	5665	2261	2261
オーストラリア	5665	4270	4015
ニュージーランド	1000	754	709
韓国	1140	859	859
台湾	1140	859	859
インドネシア	750	651	651

- ii. 2010年及び2011年のTAC配分については、2年間の合計のTACと見なされ、2年間に跨って振り分けることが可能で、1年目に消化しなかった漁獲量は2年目に繰り越されることに合意した。2010/11年における未消化の割当量は、2012年に繰り越さない。

### 最低履行要件

1. 各メンバーは、自身のSBT漁獲量が、関連する期間における当該メンバーの実際の漁獲枠の制限を超過することがないことを確保する。
2. 資源評価分析に利用するため、漁業に関連する全ての死亡量（メンバーの管轄水域における遊漁及び沿岸零細漁業由来の実際又は推定漁獲量を含む）が、毎年、拡大科学委員会による報告されるとともに、委員会に報告される。

1.1 国別配分の遵守									
義務	最低履行要件								
iii. 2010年及び2011年それぞれにおけるCNMの漁獲配分は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="241 391 734 563"> <thead> <tr> <th></th> <th>漁獲枠(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィリピン</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>南アフリカ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>欧州共同体</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		漁獲枠(トン)	フィリピン	45	南アフリカ	40	欧州共同体	10	1. CNMに関しては、実際の漁獲制限を、漁獲枠と読み替えることを除き、上記のとおり。
	漁獲枠(トン)								
フィリピン	45								
南アフリカ	40								
欧州共同体	10								

## 1.2 遵守行動計画

名称： 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議

リンク： [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_ComplianceActionPlans.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_ComplianceActionPlans.pdf)

注：この決議のうち、過去の日程的な事項については、義務として列挙していない。

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
i. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバーは、少なくとも次の3つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● SBTの転載に対する寄港国検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ メンバーは、SBTの転載を行う外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。</li> </ul> </li> <li>● 漁獲努力量の10%をカバーする乗船科学オブザーバー</li> </ul>	

## 1.2 遵守行動計画

義務	最低履行要件
<p>を通じた漁獲データの確認。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• メンバー及びCNMの当局による自国船籍船に対する実際の漁獲物検査。</li><li>• 上記の措置は、いずれも合法的なSBTの商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。</li></ul>	
<p>ii. SBTを蓄養するメンバーは、いけすに移送するSBTの10%をモニタリングするため、ステレオビデオシステムによる商業ベースの調査を2011年漁期に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的なモニタリングのためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。</p>	

## 2. 許可措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 許可蓄養場記録 (2.1)
- 許可船舶記録 (2.2)
- 許可運搬船記録 (2.3)

### 2.1 許可蓄養場記録 (決議)

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_AuthorisedFarms.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える</li> <li>b. 許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を事務局長に提供する</li> <li>c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出する</li> <li>d. SBT 漁業を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する</li> </ol>
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正について、かかる変更が生じた場合には、事務局長に通知しなければならない。	
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	
iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を許可してはならない。	
v. CDS の有効性を確保するべく、以下を実施する。	
	セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation) ) 参照

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に関して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> <li>メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> </ul>	

## 2.2 許可船舶記録

名称：2008 年 CCSBT15 において採択された「違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議」の修正決議

リンク:

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBT の漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものはみなされない。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。	1. 入手した IUU 漁業に関する全ての証拠をレビューし、IUU

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する</li> <li>関連の法律と合致した形で、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる</li> <li>みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされる追加的措置の採択を含めた自国の IUU 措置の実施状況をレビューする</li> </ul>	<p>漁業を発見及び抑止するためのメンバーの措置の有効性を評価する。</p>
<p>ii. メンバーは、SBT の漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT 漁業の許可を与える</li> <li>b. 変更が生じた場合には、直ちに全ての更新情報を事務局長に提出する</li> <li>c. 全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</li> </ul>
<p>iii. メンバーは、CCSBT の記録におけるいかなる追加、削除及び/又は修正についても、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。</p>	<p>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</li> </ul> <p>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いがあり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する</li> </ul>
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える</li> <li>自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる</li> <li>CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる</li> </ul>	<p>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</li> </ul> <p>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いがあり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する</li> </ul>

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する</li> <li>● 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる</li> </ul>	
<p>v. メンバーは、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	
<p>vi. CDS の有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旗国であるメンバーは、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>● メンバーは、漁船によって漁獲された SBT が、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書の添付を求めなければならない</li> <li>● メンバーは、CDS 文書が偽造されないこと、又は虚偽記載が行われないことを確保するべく協力しなければならない</li> </ul>	
<p>vii. メンバーは、CCSBT の記録に登録されていない漁船が、</p>	



## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>SBT 漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務局長に通報しなければならない。</p>	
<p>viii. 拡大委員会及び関係するメンバーは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を創設する。そのような悪影響とは、IUU 漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。</p>	

### 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

**名称：**国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション2より）

**リンク：** [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

**注：**転載決議の他の規定に関する義務については、セクション3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

2.3 許可運搬船記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局に対し、自国の LSTLV から洋上転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上転載物を受け取る各運搬船に許可を与える b. 許可運搬船が、以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照） i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない c. 許可運搬船に関して必要な情報を事務局長に提出する d. 全ての更新情報を直ちに事務局長に提出する e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する
ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。	
iii. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。	

### 3. MCS 措置

このセクションは、以下に掲げる措置に関連した義務についての最低履行要件を規定している。

- 漁獲証明制度 (3.1)
- 船舶監視制度 (3.2)
- (洋上) 転載監視計画 (3.3)

#### 3.1 漁獲証明制度 (決議)

名称: **CCSBT** 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_CDS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf)

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務 (一般)	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議に該当する全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. CDS 文書は、固有の番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入される</li><li>b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる</li></ul>
ii. メンバー/OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出について、全ての SBT は、漁獲モニ	

### 3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>タリング様式、また必要な場合<sup>1</sup>には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式も含め、添付されなければならない。本要件の免除は認められない。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる</li> <li>● 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式</li> <li>ii. 国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出及び全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式</li> <li>iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式</li> </ul>
<p>iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。</p>	<p>c. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続きを定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる量を明らかにする <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 曳航時における SBT 死亡量</li> <li>b) 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及び重量）</li> </ul> </li> <li>ii. 各漁期終了後に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる</li> </ul>
<p>iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていない。</p>	
<p>v. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項の実施を確保するべく、運用制度及びプロセスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. いかなる場合においても、最新の CCSBT 運搬船記録に登録された運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可される</li> <li>b. いかなる SBT の転載も、当該運搬船及びその最新の詳細情報が当該記録に登録されるまでは行ってはならない</li> </ul>

<sup>1</sup> 全ての SBT の再輸出、国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出が該当する。

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
vi. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる <sup>2</sup> 。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。	
vii. 上記に従って変更が加えられた文書 <sup>3</sup> は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。	
viii. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。	

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
ix. メンバーは、下記の 3.1C“xiii”に掲げる 3つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。	1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を実施するための運用制度及びプロセス。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての SBT 標識が、<a href="#">CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフ</a>で規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する</li> <li>b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する <ol style="list-style-type: none"> <li>i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者</li> </ol> </li> <li>c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、3.1C(xiii)に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して、適正な標識</li> </ol>
x. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の冷凍前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施	

<sup>2</sup> ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

<sup>3</sup> 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
<p>できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。</p>	<p>を装着することを要請する</p> <p>d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する</p> <p>e. 冷凍前に測定した SBT の重量及び体長とともに、各魚体の詳細情報を可能な限り速やかに漁獲標識様式に記録することを要請する</p>
<p>xi. 標識装着計画は、CDS 決議別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない<sup>4</sup>。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する制度及びプロセス。</p> <p>a. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（“xiii” 及び “xiv” の特別な状況によるもの）を全て報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする</p>
<p>xii. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。</p>	
<p>xiii. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわな丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。</p> <p>a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる</p> <p>b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p> <p>c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p>	
<p>xiv. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の</p>	

<sup>4</sup> これには、標識に関する最低基準、及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
時点までに、代替の標識を装着しなければならない。	
xv. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後7日以内に、“xiii(b)”, “xiii(c)” 又は “xiv” に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び “xiv” については従前(判明している場合)の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。	
xvi. メンバー及は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
xvii. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 確認者に権限を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、 <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</li> <li>ii. 関連する CDS 様式の証明者ではないこと</li> </ol> </li> <li>c. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務 3.1 D xviii に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく</li> </ol> </li> </ol>
xviii. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及	

### 3.1 漁獲証明制度

#### D. 義務（確認（validation））

#### 最低履行要件

び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む)。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。

xix. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。

- a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関
- b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー
- c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員
- d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員

xx. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないものの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

xxi. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただ

1. 以下に掲げる事項の実施を確保する。

- a. 以下に掲げる場合においてのみ確認を行う
  - i. 標識が装着された SBT（加工によってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く）
- b. 以下に掲げるものに対して確認済みの文書が添付される
  - i. 全ての SBT 貨物（洋上転載を除く）
- c. 以下に掲げる場合、確認は行わない
  - i. 確認手続きに従っていない場合



3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
し、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れをしてはならない。	ii. 文書に不備や矛盾が発見された場合
xxii. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。	2. 以下に掲げる事項を含め、関連する CDS 文書を確認するための運用制度及び手続を策定する。
xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。	a. 情報の正確さをチェックする要件。これには、少なくとも以下に掲げる事項が含まれる
	i. CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が記載されていないことを確保する
	ii. 確認者によって実施された又は確認（verification）計画に基づいて実施された関連する全ての検査結果を考慮する
	b. 報告に関する要件。これには以下に掲げるものが含まれる
	i. CDS 文書で発見された全ての不整合又は不正確な情報の特定
	ii. メンバー当局への通報

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
xxiv. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	
xxv. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従っ
xxvi. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供さ	

### 3.1 漁獲証明制度

#### E. 義務（文書の保持及び提出）

れ、漁獲標識様式の情報、四半期ごとに、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。

#### 最低履行要件

- て事務局長に提出する。
- a. 1月から3月までに発行又は受領した文書—6月30日まで
  - b. 4月から6月までに発行又は受領した文書—9月30日まで
  - c. 7月から9月までに発行又は受領した文書—12月31日まで
  - d. 10月から12月までに発行又は受領した文書—3月31日まで
2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。

### 3.1 漁獲証明制度

#### F. 義務（CDS 文書の確認（verification））

xxvii. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることが確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

#### 最低履行要件

1. 確認のための運用制度及びプロセスを策定する。これには、以下に掲げる事項が含まれる。
  - a. CDS 文書を検査する
  - b. CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる
    - i. 受領した CDS 様式から得られたデータの完全性及び整合性を照合する
    - ii. 事務局長が作成する 6 か月報告書から得られたデータを照合する
    - iii. 全ての不調和を分析する

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
xxviii. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。	c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する f. 最終調査結果を事務局長に通報する
xxix. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合</li> <li>● CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合</li> </ul>	
xxx. メンバーは、この措置の“xxvii”及び“xxviii”に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。	
xxxi. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。	
xxxii. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。	

### 3.2 漁船監視システム（決議）

名称: 漁船監視システムの開発と導入に関する決議

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_VMS\\_Development\\_Implement.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_VMS_Development_Implement.pdf)  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_VMS%20Resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_VMS%20Resolution.pdf)

注:

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、SBT を漁獲し、メンバーに置籍する漁船について、衛星と連係した漁船監視システムを開発、導入しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 全ての VMS に対して改ざん防止策が施され、かつ 3.2 ii(c)の要件を満たすことを確保する</p> <p>b. VMS が以下に掲げるデータを自動的に送信することを確保する</p> <p>i. 船舶認識番号</p> <p>ii. 地理的地位</p> <p>iii. 日時</p> <p>c. VMS の技術的障害が生じた場合においては、漁労長から、必要な情報を報告するよう要請する</p> <p>d. 船舶からの VMS 報告を監視する</p>
<p>ii. 漁船監視システムは、以下の要素を含まなければならない。</p> <p>a. 旗国/漁業主体は、漁船監視装置を搭載した自らの漁船を監視、管理しなければならない</p> <p>b. 次のデータは、漁船が漁業している間、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、継続的かつ自動的に報告されなければならない。漁船認識番号、地理的位置及び日時</p> <p>c. 漁船監視装置は、改ざん防止が施されていないならず、また、装置にアクセス又は改ざんが行われたか否かを知るための公的な封印とともに設置されなければならない</p> <p>d. 装置の技術的障害に際し、漁船の漁労長又は船主は、漁船の漁業活動を特定できる頻度で、漁船認識番号、地理的位置及び日時を、旗国/漁業主体に報告することが求められる</p>	
<p>iii. メンバーは、特定の大きさを上回る漁船に対し、2008 年 1 月</p>	

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
1 日から、排他的経済水域内での SBT の漁獲について、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。	
iv. メンバーは、上記のパラグラフ“i”に基づき策定された漁船監視システムに基づく措置を講じることができるよう、自国の国内規制及び規則で担保しなければならない。	
v. 上記に加えて、メンバーは、SBT を漁獲する船舶に対し、当該漁船が漁獲を行っている水域に条約水域を持つ RFMO <sup>5</sup> の要件に基づき、又は当該漁船が VMS のない公海で操業を行っている場合には IOTC の要件に基づき、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。	
vi. 特定の船舶の事件に関する 2008 年 CCSBT VMS 決議パラグラフ 3b に基づくメンバーからの要請に応じて、かかる要求を受けたメンバーは、次に掲げる対応を実施しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事件を捜査し、VMS データを要求したメンバーに捜査の詳細<sup>6</sup>を提供する</li> <li>b. 要求したメンバーに対し当該船舶に関する VMS データ<sup>8</sup>を提供し、要求したメンバーは、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバーに通知する</li> </ul>	

<sup>5</sup> 適用される他の RFMO の決議/措置は、同 CCSBT 決議第 1 及び第 2 パラグラフにおいて規定されている。

<sup>6</sup> この情報に適用される機密性に関する規定は、同決議において規定されている。

### 3.3 (洋上) 転載監視計画 (決議)

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。	<p>他に特段の規定がない限り、許可漁船 (LSTLV) の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>以下に掲げる事項を実施することを確保する運用制度及びプロセス。               <ol style="list-style-type: none"> <li>転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）</li> </ol> </li> <li>以下に掲げる事項を実施することを確保する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>漁船及び運搬船が CCSBT に登録されていること</li> <li>転載申告書は、<a href="#">転載決議</a> パラグラフ 11-14 に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること</li> </ol> </li> </ol>
<p>ii. メンバー、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</li> <li>• 転載される製品のトン数</li> <li>• 転載の日時及び位置</li> <li>• SBT 漁獲の地理的位置</li> </ul>	

### 3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
<p>b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、同船の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書<sup>7</sup>を作成し、送付しなければならない</p>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 転載許可を発給する</li> <li>b. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する</li> <li>c. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）を事務局長に通報する</li> <li>d. オブザーバーが、転載前に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書 2 第 5 パラグラフ (a) の遵守状況を監視するために、必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができるよう確保する</li> </ul>
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバーに対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</li> <li>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</li> </ul>	
<p>iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない<sup>8</sup></p>	
<p>v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。</p>	
<p>vi. 漁獲証明制度(CDS)に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に</li> </ul>	

<sup>7</sup> 同決議の付属書 1 において記載されているとおり。

<sup>8</sup> CCSBT 地域オブザーバー計画は、この決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

### 3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
<p>際し、LSTLV の旗国であるメンバーは、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない</p> <p>b. LSTLV の旗国であるメンバーは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない</p> <p>c. メンバーは、LSTLV が漁獲した SBT が締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船リストにある漁船に関して、確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない</p>	
<p>vii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全ての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を確保するべく制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること</p>
<p>viii. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLV の旗国であるメンバーによって拠出されなければならない。</p>	



#### 4. 科学的措置

このセクションは、科学オブザーバー計画規範に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

##### 4.1 科学オブザーバー計画規範（決定/勧告）

名称: CCSBT 科学オブザーバー計画規範

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_observer\\_program\\_standards.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_observer_program_standards.pdf)

注: 科学オブザーバー計画規範の目的は、以下のとおり。

- メンバーの科学オブザーバー計画に **SRP** の目的に沿った枠組を提供する。
- メンバーの船団間、漁業間の科学オブザーバー計画を標準化する。
- 現在、科学オブザーバー計画を実施していないメンバーに対し、科学オブザーバー計画策定のための最低基準を提示する。

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
i. 全メンバーは、当規範を考慮した上で、各々の計画を調整することが期待されているが、各国が自国の計画において維持したいと望む追加的な要件もあることを認識する。	1. 全てのメンバーの計画は、 <a href="#">CCSBT オブザーバー計画</a> に関する最低基準に合致する。
ii. CCSBT 科学オブザーバー計画の公海上及び国内の経済水域における運営責任は、漁船の旗国であるメンバーに属する。	
iii. CCSBT 科学オブザーバー計画は、CCSBT メンバーの操業活動でみなみまぐろを主対象とする漁業、並びにみなみまぐろの混獲が多い漁業に適用される。	1. 以下に掲げる事項を実施する科学オブザーバー計画のために運用制度及びプロセスを策定する。 a. 同計画が、以下に掲げるものに適用されるよう確保する i. SBT を対象とするもの、又は SBT の混獲が相当量あるもの b. 各漁業における漁獲量及び漁獲努力量の監視のための 10% を目標とするオブザーバー・カバー率を達成するべく、手続きを規定する。これには以下の事項が含まれる
iv. 当計画のカバー率の目標値は、各漁業の漁獲量及び努力量の 10% とする。したがって、オブザーバー・カバー率は、個々の海域及び時期における異なる船タイプを代表するものとすべきである。ある層（例：ある海域及び期間における特定の種類の漁船）においてカバー率を 10% に近づけるためには、	

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>他の層において 10%以上のカバー率を実現しなくてはならない場合もあり得る。</p>	<p>i. オブザーバー・カバー率を、メンバーの SBT 漁業の範囲を代表するものとさせる</p>
<p>v. 各メンバーは、妥当な代表性を有するカバー率を高い確率で確保できるよう注意深く検討して設計したサンプリング制度に基づいて、オブザーバーを漁船及び航海に派遣しなければならない。当該計画では、主な漁場及び漁期並びに可能な範囲において、全ての代表的な、漁船、漁場及び時期のサンプリングが概ね同程度の割合で実施されることを確保しなければならない。</p>	<p>c. オブザーバーの募集・訓練計画を実施し、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練及びオブザーバーの募集に関連する CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 の規定を遂行する</p> <p>d. オブザーバーを船舶に派遣させるための方法を規定する</p> <p>e. メンバーの SBT 漁業の代表的な範囲において 10%のカバー率を達成する上で、オブザーバーの実際の配置が有効であるかどうかについて、最低でも 1 年に 1 回分析する</p>
<p>vi. 各メンバーは、オブザーバーの漁船への配置について、サンプリング制度が上記の原則に沿っているかを評価・分析しなければならない。委員会が規範の遵守を確認できるよう、各メンバーは、オブザーバーの配置に実際に利用した制度を文書化し、委員会において当該情報及び収集したデータが利用可能となるよう（報告要件において規定されているとおり）自国の国別報告書に含めなければならない。</p>	
<p>vii. オブザーバーの配置においては、データの独立性及び科学的信頼性を確保することもしなければならない。</p>	
<p>viii. オブザーバー計画及び訓練計画の中に、標識再捕の報告についてのオブザーバーの役割及び責任を具体的に示した規定を含めなければならない。</p>	
<p>ix. 各メンバーは、自国漁船に乗船させるオブザーバーの雇用及び訓練について責任を有する。訓練計画は、オブザーバーが科学的なデータを十分に収集できるための能力を養成するよう構築するとともに、CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 に示される原則、すなわち、オブザーバーの資</p>	

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練、及びオブザーバーの募集について考慮しなければならない。</p>	
<p>x. 選定対象となる漁船はいずれも、オブザーバーの業務に支障を来たさないよう、当該漁船の乗組員（可能であれば下士官）に供給されるものと同程度の寝具、衛生施設、食事、機器類、通信システムといった最低限の要件を満たすことができるものでなければならない。対象漁船に対しては、オブザーバー乗船期間中における当該漁船のオブザーバーに対する責任事項について、通知しなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 対象漁船に対して、オブザーバー乗船中における同船の責任を説明する</p>
<p>xi. 収集される科学データは、下記のとおり分類された情報を含むものとする。これらの分類ごとに収集される情報の詳細については、CCSBT 科学オブザーバー計画規範の別紙 A のとおり。データ収集の優先順位は、同別紙の付録 1 のとおり。</p> <p>A. 対象漁船の詳細：サイズ、能力及び機器類など</p> <p>B. 対象航海の要約：オブザーバー名、乗船日、下船日などを含む</p> <p>C. 漁具の設置・回収を実際に観察したか否かに関らず、オブザーバー乗船中に実施された各操業について、漁獲量、努力量、環境などの総合的な情報。対象魚種、操業位置、使用された漁具の数量などの情報も含む</p> <p>D. 観察の開始・終了時間、観察した釣針数、観察したみなみまぐろ及びその他の種（可能な限り）の漁獲尾数や重量など、期間中に観察した漁獲情報</p> <p>E. 可能な限り個々の SBT の生物学的測定。これには、魚の状態、体長、体重、性別、後日の解析用に当該 SBT から収集した生物標本の詳細（耳石、鱗、生殖腺な</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 必要なデータが収集され、必要な場合にはデータ収集の優先付けの方法が適用されることを確保する</p>

#### 4.1 科学オブザーバー計画規範

義務	最低履行要件
<p>ど) を含む</p> <p>F. SBT の標識回収情報。これには、標識番号（標識自体も入手）、日付、位置、体長、体重、性別、収集した生物標本（例えば耳石）、標識の発見が操業観察中に行われたか否かの情報が含まれる</p>	

## 5. 生態学的関連種に関する措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- はえ縄漁業における海鳥緩和措置(5.1)
- 生態学的関連種に関する勧告(5.2)

### 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置（決定及び勧告）

**名称:** この措置は、「単一の措置」ではないため公式な名称はないが、その代わりに CCSBT4 における決定、CCSBT5 における要請及び CCSBT3 における一連の勧告から構成されている。

**リンク:** トリポールの使用義務に関する詳細は、CCSBT4（第1部）報告書の議題項目 10.2 及び別紙 U のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_04/jp\\_report\\_of\\_ccsbt4\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_04/jp_report_of_ccsbt4_part1.pdf)

トリラインの設計及び配置のための指針に関する詳細は、CCSBT5（第1部）報告書の議題項目 10.2 並びに別紙 29 及び 30 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_05/jp\\_report\\_of\\_ccsbt5\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_05/jp_report_of_ccsbt5_part1.pdf)

その他の下記の義務（義務 iii 及び iv）は、CCSBT3（第2部）報告書の議題 5 及び別紙 E のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_03/jp\\_report\\_of\\_ccsbt3\\_part2.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_03/jp_report_of_ccsbt3_part2.pdf)

**注:** 下記の第 ii 及び iv パラグラフは、メンバーに対して拘束力を持つものではないが、メンバーは遵守することが期待されている。

5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーに対して、南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業に際にトリポールの義務的使用が要請される。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセス。 a. 南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業において、トリポールを使用することを確保する
ii. メンバーは、CCSBT5（第1部）報告書の別紙 30 <sup>9</sup> に規定されるとおり、まぐろはえ縄漁業用のトリポールの設計及び配置のための指針を利用しなければならない。	b. トリポールの設計及び配置が、CCSBT5（第1部）報告書の別紙 30 の指針と整合的なものとなるよう奨励する

<sup>9</sup> この指針が策定されてから 10 年が経過しており、レビューをする必要があるかもしれない。

## 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置

義務	最低履行要件
<p>iii. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ みなみまぐろ漁業操業時における ERS の捕獲に関する性質及び範囲についての現行の情報収集を継続する</li><li>○ 適切な国際機関、その他関連する国及び主体と協力して、海鳥の偶発的捕獲に関するデータ並びに偶発的捕獲の対象となる海鳥の個体群の状況及び傾向に関する情報を収集する</li><li>○ SBT はえ縄漁業操業において、適切に設計され配置されたトリラインの使用を促進する</li><li>○ はえ縄漁業において、みなみまぐろが捕獲されるときは、適宜、以下に掲げる措置を講じるものとする<ul style="list-style-type: none"><li>▪ はえ縄の投縄又は揚縄の際は、可能な限り残滓の投棄を行わない</li><li>▪ 餌は解凍してから使用する</li></ul></li><li>○ 生きてまま捕獲された鳥は生きてまま放つこと、及び釣鈎にかかった鳥は出来る限り殺さずに鈎を外すことに最大限努力する</li></ul>	<p>1. 海鳥の偶発的混獲を緩和するための措置の採用を奨励する。これには、以下に掲げる事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 海鳥の偶発的捕獲に関する情報を収集する</li><li>b. 海鳥の偶発的捕獲及び死亡を削減するための改善措置を開発し、試行し、そして実施する</li></ul>

## 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置

義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 海鳥の偶発的な捕獲を削減するための新技術又は改良技術に関する情報の交換、並びにこのような技術の効果の向上及び評価に関する協力。これには、海鳥を漁船に近づかせないようにすることや、海鳥の摂餌行動を抑制することを目的とする措置を含む。メンバーは、技術導入に際して、まぐろ漁獲への影響を含め、ERS の偶発的な捕獲の削減効果、費用対効果を検討する</li><li>○ 上記の措置に関する有効性の評価の継続</li><li>○ はえ縄操業の際の海鳥の偶発的な捕獲及びそれを削減することが可能な措置に関して、関係する漁業者への啓発の促進</li></ul>	

## 5.2 生態学的関連種に関する勧告（勧告）

**名称:** みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

**リンク:** [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

**注:** この勧告は、メンバーに対して拘束力を持つものではないが、メンバーはこれを遵守することが期待されている。

5.2 生態学的関連種に関する勧告	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。</p>	<p><b>ERS 義務 (5.2) は法的拘束力を持たないが、メンバーはこれらに従うことが期待される。従って、以下のとおり最低履行要件を規定することが有益である。</b></p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. IOTC 及び WCPFC の条約水域において漁業を行うときは、当該機関が定めた生態学的関連種を保護するための措置（海鳥、海亀、サメ等）を遵守する</p> <p>b. IOTC 又は WCPFC の条約水域において漁業を行う場合には、それぞれの機関が偶発的捕獲に関して採択したデータ提出要件を遵守する</p> <p>c. 以下の機関にデータを報告する</p> <p>i. 拡大委員会及び生態学的関連種作業部会会合</p> <p>ii. SBT 漁業が IOTC 又は WCPFC の条約水域で行われている場合には、それぞれ該当する機関</p>
<p>ii. メンバーは、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨される全ての措置に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う</li> <li>○ 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う</li> <li>○ 該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない</li> </ul>	
<p>iii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、第 ii パラグラフ に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。</p>	



## 6. 定期的な報告措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- 月別漁獲報告(6.1)
- 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告(6.2)
- 科学データ交換(6.3)
- 拡大委員会への国別報告(6.4)
- 遵守委員会への年次報告(6.5)
- 拡大科学委員会への国別報告(6.6)
- 生態学的関連種作業部会への年次報告(6.7)

### 6.1 月別漁獲報告（決定）

名称: CCSBT への月別漁獲報告

リンク: この決定の詳細は、CCSBT12 報告書の議題項目 12.4 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_12/jp\\_report\\_of\\_ccsbt12.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_12/jp_report_of_ccsbt12.pdf)

注: 月別漁獲報告の主たる目的は、この漁業の管理及び遵守体制を改善することである。

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
i. 毎月、メンバー及び協力的非加盟国は、当該月における SBT の総漁獲量、及び当該年における直近の SBT 累積総漁獲量を事務局に報告する。この報告は、漁業が行われた月の翌月の末日までに提出されなければならない。	1. 報告書は、漁業が行われた月の翌月の末日までに、電子的な手段によって、事務局長に提出される。 2. 月別及び累積漁獲量は、原魚重量（キログラム単位）で報告される。

## 6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告（決定）

**名称:** この措置の公式な名称はないが、通常、「漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告」と呼ばれる。

**リンク:** この決定の詳細情報は、CCSBT13 報告書の第 39 及び 40 パラグラフのとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_13/jp\\_report\\_of\\_CCSBT13.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_13/jp_report_of_CCSBT13.pdf)

**注:** 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告制度は、CCSBT の管理措置に関する透明性及び信頼性を改善するために設けられた。

6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、以下に掲げる事項に関連する情報を、適時 <sup>10</sup> CCSBT 事務局に提供しなければならない。 a) みなみまぐろ漁業のための、会社、割当所有者、又は漁船 <sup>11</sup> のいずれかへの、年間 SBT 割当量及び漁獲配分に関する取決め b) 漁期又は漁業年の終了時における、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する SBT の最終漁獲量	
ii. 「オリンピック」方式によってこの漁業を管理しているメンバーは、(b)の詳細のみを報告しなければならない。	

## 6.3 科学データ交換（毎年の決定）

**名称:** 科学データ交換

**リンク:** この一連の義務は、拡大科学委委員会（ESC）の毎年の年次会合の場で更新される。2011 年の科学データ交換に関する要件については、SC15 報告書の別紙 14 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_SC15.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_SC15.pdf)

<sup>10</sup> この決定を受け、休会期間中の議論によって、当初の配分量に関する情報の提出期限は漁期の開始から 2 か月以内、最終漁獲量に関する情報の提出期限は漁期の終了から 6 か月以内とすることが決定されている。

<sup>11</sup> 提供される船舶の詳細情報には、船舶の名称及びコールサインが含まれなければならない。

注: 科学データ交換の要件は、データの項目ごとに列挙され、各メンバーが提供すべきデータの内容及びその期限について規定している。

6.3 科学データ交換	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、ESCが作成した最新の年次データ交換要件によって定められたデータを、同要件で定められる期限までに提供することが要請されている。	1. データは、電子的な手段によって事務局長に提出する。

#### 6.4 拡大委員会への国別報告（決定）

名称: 委員会年次会合のための漁業の年次レビュー

リンク:

注: このレビューは拡大委員会の直前に開催される遵守委員会に提出されなければならない。

6.4 拡大委員会への国別報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、拡大委員会年次会合の前に、漁業の年次レビューのための合意された書式に従って、これを提出しなければならない（別紙 A） <sup>12</sup> 。	1. 報告書は、[修正され、合意された]テンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合（拡大委員会年次会合の直前に開催される）の4週間前までに、事務局長に提出する。

#### 6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

<sup>12</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされ、差し替えられる予定。年次レビュー及び遵守行動計画は、単一の報告書に置き換わる。新しい報告書のフォーマットは、既存の遵守行動計画テンプレートを充実させたものとするべきである。事務局は、この政策の最終的な決定に基づき、かかる報告用のテンプレートを改正する。

**名称:** これは、遵守委員会（CC）への報告要件を編成したものであるため、公式な名称はない。

**リンク:** 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の事務規則 10  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/basic\\_documents/jp\\_terms\\_of\\_reference\\_for\\_subsidary\\_bodies.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf)
- ii. CC5 報告書 パラグラフ 7(f)  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_CC5.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_CC5.pdf)  
CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)  
[http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about\\_the\\_commission/Resolution\\_VMS.pdf](http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf)
- iii. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 18  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transshipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transshipment%20resolution.pdf)
- iv. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、漁業の年次レビューのための合意された書式（別紙 A） <sup>13</sup> に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。
ii. 各メンバーは、自国の遵守行動計画の詳細を改善し続けなければならない。かかる計画は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。同計画のための合意されたテンプレートは、別紙 B <sup>13</sup> のとおり。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。同報告のための合意された書式は、別紙 B <sup>13</sup> のセクション III (1)のとおり。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。

<sup>13</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされ、差し替えられる予定。

## 6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、委員会年次会合の6週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 前年の SBT 転載数量</li><li>○ 前年に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト</li><li>○ LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書</li></ul>	<p>1. 情報は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会会合の6週間前までに事務局長に提出される。</p>
<p>v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。これら 3 つのパラグラフは、別紙 B のセクション III (3)のとおり。</p>	<p>1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の4週間前までに、事務局長に提出される。</p>

## 6.6 拡大科学委員会への国別報告（決定）

名称: 科学委員会のための国内 SBT 漁業の年次レビュー

### 6.6 拡大科学委員会への国別報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、SBT 漁業の年次レビューのための合意された書式（別紙 C）に従い、当該年次レビューを提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、拡大科学委員会年次会合の4週間に、事務局長に提出される。

## 6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告（決定）

名称: メンバーの ERSWG への年次報告に関する要件

### 6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、ERSWG 会合の4週間前に、ERSWG への年次報告のための合意された書式（別紙 D）に従い、当該年次報告書を提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、ERSWG 年次会合の4週間に提出される。 2. 報告書は、電子的な手段によって提出される。

## 試行的監査に関する政策 遵守政策ガイドライン2

### 1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1(i)<sup>1</sup>を実施するべく、CCSBT の予算上の支出が認められることを条件として、2年間の試行的監査計画を実施するための方向性や指針を提供するものである。

*保存管理措置及びCCSBTに関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期的に監査を行う。*

この政策ガイドラインは、2年間の試行的監査計画の終了後、レビューされる。

独立監査は、管理制度の妥当性及び有効性を評価するプロセスである。定期監査は、メンバーが管理制度を適正に運用させる方法及び改善の要否を特定するに役立つ。監査を受けたメンバーに対して、当該メンバーの監視及び報告制度の完全性及び頑健性についての信頼を与えることによって、メリットをもたらすことになる。また、監査は、個々のメンバーの履行報告の質に対する全てのメンバーの信頼を高める。

この政策において、委員会という用語にはいずれも拡大委員会が含まれ、メンバーという用語にはいずれも拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

### 2. 政策の目的

この政策の目的は、メンバーのCCSBTにおける義務の遂行の観点からメンバーのMCS制度及びプロセスの有効性を独立評価し、そして必要となる全ての改善点を特定することである。

この政策には、以下の2種類のMCS監査がある。

- a) 定期的な制度監査
- b) 対象を絞った遵守監査

制度監査は、特にCCSBTの義務に焦点を合わせることができ、以下の項目から構成される。

---

<sup>1</sup>これは、遵守計画案における「戦略 9.1 メンバーのMCS制度及びプロセスの監査」に対応するものである。

- a) 義務を遂行するための MCS 制度の実施が確保されていることの総合的な確認
- b) MCS 制度の有効性のサンプリング

遵守監査は、重大な遵守リスクを生じる MCS の枠組みの特定の部分に焦点を合わせる。遵守監査は、より踏み込んだものであり、MCS 制度に対する多くの検査が行われる。遵守監査は、取締捜査ではない。

### 3. 政策提言

- 遵守委員会は、制度監査及び全ての遵守監査に関する優先事項を定めた監査計画を勧告し、委員会の承認を得るものとする。かかる監査計画は、全てのメンバーの MCS 制度及びプロセスが、5年ごとに制度監査の対象となることを目指す。
- メンバーは、この政策及び合意された監査計画に基づき、自身の MCS 制度及びプロセスについての制度監査を受けるものとする。
- メンバーは、委員会が MCS の枠組みの特定部分に重大な遵守リスクを生じさせるものが存在すると考えた場合において、遵守監査を受けるものとする。
- 遵守委員会は、適宜この政策に添付される技術的な実施ガイドラインを勧告することができる。
- 監査計画の実施経費は、委員会の年間予算の一部となる。

#### 3.1 監査計画

監査計画は、CCSBT の予算上の支出が認められることを条件として、2年間の試行的な監査計画を開始する。これには、有志の2メンバーに対する制度監査も含まれる。

この試行的監査及びこの政策ガイドラインの遵守委員会によるレビューが成功裏に終了することを条件として、同委員会は、毎年、以下の事項を定めた監査計画を策定する。

- a) 当該年における制度監査の優先事項
- b) 当該年における具体的な遵守監査
- c) 今後4年間における制度監査の優先事項案

制度監査の優先事項は、効果的に実施することが最も重要な義務に対する委員会による評価に基づき、メンバーとの協議によって設定される。



遵守委員会は、遵守監査を行うことが妥当であると同委員会が判断するあらゆる遵守リスクを特定する。かかる遵守リスクは、全てのメンバー、1メンバー又はメンバーのうちの1グループのMCS制度に関連する可能性がある。遵守委員会は、当該遵守監査にかかる付託事項を勧告し、そして監査員から回答を得る必要がある具体的な疑義を提示する。

監査計画は、以下に掲げる事項を確保するべく毎年更新される。

- a) 全てのメンバーのMCS制度及びプロセスが、5年ごとに制度監査の対象となる。
- b) 遵守監査は、具体的かつ重大な遵守リスクが特定された場合に実施が要請される。

### 3.2 監査員の任命

監査は、委員会が承認した監査員によって実施されなければならない。かかる監査員は、外部監査を実施する資格を与えられた者（例：ISO 9001）でなければならない。

委員会は、指名された者が、適正に資格を付与され、また独立監査員であり、かつ関連する経験を有する者であることを検証した後、監査員を承認する。事務局長は、合意された監査計画に基づきメンバーのMCS制度の監査を実施する承認を受けた監査員と契約を締結する。

### 3.3 制度監査の目的及び手続き

監査員は、MCS制度及びプロセスをレビューし、以下に掲げる事項を評価しなければならない。

- いかなる制度及び支援プロセスが運用されているのか？
- 制度及びプロセスは、目的に合致しているか？
- MCS制度の有効性に関するサンプリング調査の際に、同制度及びプロセスは機能しているか？
- 制度は、必要な履行基準に適合する形でCCSBTの義務に対応しているか？
- 遵守に関する監視に対応した是正又は予防措置が採用されているか？

制度に関する遵守及び制度の有効性を検証するため、監査員は、関連する客観的な証拠を調査しなければならない。メンバーが、監査員が監査を効果的に実施するのに十分な情報を提供しなかった場合、当該メンバーはその監査に不合格となる。

監査員は、評価結果及び対処すべき不備を明記した監査報告書を作成するものとする。以下に掲げる手続きが適用される。

- 監査にかかる実地業務の終了後 20 就業日以内に、報告書案を当該メンバーに送付し意見を求める。
- 当該メンバーは、20 就業日以内に、当該報告書案に対する意見を提出する。メンバーからの意見は、当該報告書案における事実関係の訂正又は不明な点に対する説明要求に限定されなければならない。
- 最終監査報告書は、委員会に対して、またその写しを当該メンバーに対して、当該メンバーからの意見を受領した日から 20 就業日以内に提出するものとする。

### 3.4 制度監査報告書の検討

監査報告書は、遵守委員会によって検討され、これによって監査結果及び勧告すべき行動を委員会に報告する。

不備が特定された場合には、当該メンバーは、以下に掲げる事項について、文書をもって報告することができる。

- a) 監査報告書と当該メンバーの年次履行報告書との間の相違等あらゆる不備についての釈明
- b) 不備を是正するための積極的な行動の提示

当該メンバーが、監査員による監査結果に同意できない場合においては、遵守委員会は、遵守に関するあらゆるリスクを緩和する必要性を考慮しつつ、解決方法に対するコンセンサスを得るために努力する。解決方法に対するコンセンサスは、承認のために委員会に付託される。合意が得られない場合には、当該事項は委員会による決定のため委員会に付託される。

遵守委員会からの報告書に対する委員会の検討の後、メンバーは以下の措置を講じなければならない。

- a) 委員会の合意に従い、監査報告書によって特定された全ての不備を是正する
- b) 改善された制度の有効性を確認するため、18 か月後に 2 回目の監査を受ける

仮に遵守委員会が、当該不備が関連する MCS 制度の有効性に対して重大なリスクを与えるものではないと判断し、かつ当該メンバーによる同問題の解決に向けた積極的な行動が十分なものであると考えた場合においては、同委員会は 2 回目の監査を実施しないことを勧告することができる。

監査報告書及びメンバーから提出された全ての書面による報告書は、遵守委員会からの報告書に対する委員会の検討の後、CCSBT 手続規則の規則 10 に従って公表される。

### 3.5 遵守監査の目的及び手続き

遵守委員会は、潜在的な遵守に関するリスクに基づいて遵守監査の目的を特定し、監査に関する付託事項を勧告する。付託事項には、監査員が対処すべき特定の課題が含まれる。

遵守監査の手続きは、制度監査に関するセクション 3.3 において規定されたとおりであるが、付託事項によってこれとは異なる報告期限を定めることができる。遵守報告書の検討は、セクション 3.4 のとおり。

## 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策及び監査計画の承認</li> <li>● 監査員の承認</li> <li>● 遵守委員会からの報告書及び勧告の検討</li> </ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査計画の勧告</li> <li>● 監査報告書及びメンバーから提出された全ての報告書の検討</li> <li>● 2回目の監査報告書の検討</li> <li>● 委員会への報告。不備を是正するための行動の勧告</li> <li>● この政策を実施するメンバーの進捗状況の監視</li> <li>● 政策のレビュー及び改正勧告</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 承認された監査員との契約締結</li> <li>● 政策及び報告書のウェブサイトへの掲載</li> </ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 承認された監査員との協力</li> <li>● 監査報告書への対処</li> <li>● 特定された全ての不備の是正</li> </ul>

## 5. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを開始することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

## 6. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

---

委員会議長

日付: \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン3

### 1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1(ii)<sup>1</sup>を実施するための方向性や指針を提供するものである。

公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例：過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

### 2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

### 3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる3つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失（義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不完全な履行等）
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

---

<sup>1</sup>これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間において1:1の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。
2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBTの義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

#### 4. 意思決定プロセス

##### 遵守委員会

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成向けに遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告する

ことができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

## 委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- i) 遵守委員会報告書の検討
- ii) 結果（是正措置）に関するの当該メンバーとの協議

## 5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

### 1. 遵守支援/キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

### 2. 漁獲枠の返済

### 3. 国別漁獲配分の削減

### 4. 監視要件の強化

- オブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

### 5. 公表

### 6. 国際法と統合的な貿易又は市場規制

## 6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策の承認</li><li>● 遵守委員会からの勧告の検討</li><li>● 調査の開始</li><li>● 是正措置の決定</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● メンバーの遵守状況の監視</li><li>● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討</li><li>● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討</li><li>● 必要に応じた以下の勧告<ul style="list-style-type: none"><li>○ 独立調査</li><li>○ 漁獲枠返済の期限</li><li>○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済</li><li>○ 是正措置</li></ul></li><li>● 政策のレビュー及び改正勧告</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 非遵守の証拠の調査</li><li>● メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処</li></ul>

## 7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から3年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

## 8. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

\_\_\_\_\_  
委員長

\_\_\_\_\_  
日付:

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)



## MCSに関する情報収集及び共有 遵守政策ガイドライン4

### 1. はじめに

メンバーは、他のメンバーの登録漁船又は許可運搬船が、取締り又は検査対象水域において操業している間、そのような船舶の情報を当該メンバーの MCS 制度を通じて日常的に収集している。同様に、寄港国は、寄港中の船舶に関する情報を日常的に収集している。かかる情報を旗国であるメンバーと共有することによって、メンバーは、これまで以上に自身の義務を果たしつつ、より費用対効果が高く、包括的な船舶の監視が可能となる。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

### 2. 政策の目的

この政策の目的は、

- a) メンバー間
- b) 寄港国と旗国であるメンバーとの間
- c) 市場国とメンバー国との間
- d) 事務局との間

の MCS 情報の共有を促進することである。

### 3. 政策提言

全てのメンバーは、以下に掲げる事項を実施することが期待される。

- a) 他のメンバーの国内漁業当局及び事務局との迅速な MCS 情報の共有
- b) メンバーが SBT 管理体制の完全性を確保するために希望する情報の寄港国への通知

日常的な航空機による取締り、港での検査、洋上検査及び市場監視又は調査から得られた情報は、関連する旗国であるメンバー間で共有されることが意図される。メンバーは、非遵守の可能性を示唆する情報を受領した際にはこれに対応し、また、実施した対応についての情報を、情報提供者であるメンバー又は寄港国に対して通報することが期待される。

費用対効果の高い情報共有を実施するため、遵守委員会は以下に掲げる事項を実施する。

- a) メンバー及び寄港国によって収集及び共有される MCS 情報の特定
- b) 当該情報を収集及び共有するための標準化フォーマットの勧告

- c) 情報のセキュリティ及び機密性を確保するためのガイドラインの勧告
- d) 事務局に対して、事務局が受け取る可能性のある情報に対して定期的な分析を行い、そしてあらゆる傾向又は不自然な変化について報告を行うよう要請

メンバーは、既存の MCS ネットワークに参加することが奨励される。これには、既存の二国間の取決め及び国際的なネットワーク（例：国際的な監視・管理・取締りネットワークなど）に基づくものが含まれる

長期的には、メンバーと他の RFMO のメンバーとの正式な遵守ネットワークを創設しなければならない可能性がある。正式な遵守ネットワークには、情報提供義務及び受領した情報への応答義務が含まれ得るとともに、公権力の相互行使が含まれる可能性がある。

#### 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策の承認</li> <li>● 遵守委員会からの勧告の検討</li> </ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集及び共有される標準化 MCS 情報の勧告</li> <li>● 情報のセキュリティ及び機密性に関するガイドラインの勧告</li> <li>● 政策のレビュー及び改正</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局が受領する情報の分析、及び傾向・変化の報告</li> </ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報共有</li> </ul>

#### 5. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から3年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

## 6. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

\_\_\_\_\_  
委員会議長

\_\_\_\_\_  
日付:

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 配分量の未漁獲量の限定的繰越しに関する 規則の策定に関する考察（改訂版）

### 目的

CCSBT18 では、管理方式（MP）の採択を検討することとなる。MP に関しては、例外的な状況が生じない限り、漁獲量は3年間固定、維持される。3年間の中での、及びある3年間と次の3年間との間における国別配分の取扱いを決定する規則が必要となる。この文書では、提案されている繰越しに関する規定に関連する課題を取り上げている。

### はじめに

ある年から次の年に限定的な量の未漁獲分の漁獲枠を繰り越すことができれば、特に CCSBT が MP を採択するにあたって、いくつかのメリットが生まれる可能性がある。その1つは、個々又は国別の漁獲配分量を当該1年間で消化しようとして当該配分量を超過して漁獲するリスクを削減できる可能性があることである。もう1つのメリットは、毎年国別配分を完全に消化する場合と比較して、前年に漁獲しなかった魚が成長することによって僅かな生物的增加が期待できることである<sup>1</sup>。

2011年8月にシドニーで開催された CCSBT 特別会合は、MP が合意・実施後における3年間のクオータブロックの中での及び3年間のクオータブロック間での漁獲量の管理方法について検討した。少人数会合は、必要となる監視及び精算方法について更なる検討が必要であることに留意したが、原則として、未漁獲分のある程度の繰越しは受け入れ可能であろうことに合意している。

かかる小人数作業部会からの勧告については、遵守委員会及び拡大委員会において更に検討すべきことが合意されている。この文書は、検討のためのいくつかの追加的な事項、特に監視及び精算に関する要件について提起している。

### 主たる原則

繰越しの管理方法についての特別会合からの勧告は、次のとおり。

- 漁獲量は、3年間の各年において同じ水準に設定されたそれぞれの年間 TAC の範囲内で管理される。ただし、未漁獲分の繰越しに関する限定的な規定が適用される場合を除く。
- 繰越し制度に関する行政上の潜在的煩雑性に留意しつつ、メンバーは、このような制度を導入するかどうか選択することが可能である。

---

<sup>1</sup>第13回科学委員会に付属する拡大委員会報告書、2008年9月5-12日、ニュージーランド・ロトルア

- メンバーには、以下の事項が適用される。
  - 年間TAC（CCSBTによって設定される合意済みの国別配分量）
  - 年間利用可能漁獲量の上限（年間TACに前年からの未漁獲量の繰越しを加えたもの）
- 漁獲量が、年間TAC、又は年間利用可能漁獲量の上限（メンバーの合意次第でどちらか）を下回った場合には、当該量の最大20%を次の漁獲枠年に繰り越すことができる。
- 3年間のブロックの最後の年から、次のブロックの最初の年への未漁獲分の条件付き繰越し（TACが同じか増加する場合に限る）については、検討が必要である。<sup>2</sup>

### 監視及び精算に関する取決め

特別会合は、必ずしも全てのメンバーが未漁獲分の繰越しを可能とすることを希望していないことに留意した。例えば、追加的な行政上の煩雑性が当該メンバーの管理制度をリスクのある状態にさせるような場合である。繰越しのメリット（及びその必要性）は、メンバーが実施している漁業管理制度に左右される。仮にメンバーが何らかの繰越しを希望するのであれば、当該メンバーは、以下の事項を実施するための効果的な制度を講じる必要があるだろう。

- 全漁獲量を正確に計量する。
- 繰越しの獲得方法及び分配方法を文書化する。
- 漁獲量の誤報告に関するインセンティブ及び機会を制限する。
- 拡大委員会、遵守委員会及び拡大科学委員会に対して、配分量に対する漁獲量を報告する。
- 繰越しが生じない状況を明確にする。

これらの状況については、以下において詳細を記載し、その次に、これがどのような形で実施され得るのかについてのケース・スタディを記載した。

### 漁獲量の計量

繰り越され得る未漁獲量を計算するためには、国別配分量に対する全漁獲量を正確に計量する能力が必要不可欠である。当然ではあるが、既にメンバーは、（通常、漁業者からの報告を通じて）漁獲量を計量するための種々の制度、及び漁獲量を検証するための単一の制度又は複数の制度を実施している。

漁獲証明制度は、漁獲量が正確に計量されていることを確保する上で効果的ではあるが、かかる情報を割当年の最後の時点で利用しようとするのには時間的に無理があることに留意するべきである。かかる情報は、全ての未漁獲

---

<sup>2</sup>委員会特別会合報告書 2011年8月23-27日 オーストラリア・シドニー

量分を算出する（及び繰り越す）ことができるよう割当年の最後の時点で利用可能となっている必要がある。

### 繰越し漁獲量の配分

再度述べるが、繰越し量の獲得及び分配に関する制度は、メンバーの自国の漁業管理方法に応じて、変化に富んだものとなるだろう。主たる決定事項は、繰越し量が、全ての漁業者にとって利用可能な形で「プール」されるのか、又は前年において未漁獲分があった漁業者だけに帰属するのかということである。これは、漁業者が個別割当制度の下で操業しているのか、又は競争的な漁獲制限の下で操業しているのかということにある程度左右される。

### 誤報告に関するインセンティブの制限

ある状況下においては、懸念事項が存在する可能性がある。すなわち、仮に今年において漁業者に未漁獲分があり、翌年に当該漁業者が追加的な漁獲量を取得することが可能になるのであれば、漁業者は自身の漁獲量を過小報告するインセンティブを持つ可能性があるということである。このことが、現状よりも誤報告のリスクを高めることになるのかどうかは明らかではなく、検証のプロセスがこの防止の一助になるはずである。現行の規定、すなわち、CCSBT に対する漁獲量の月次報告及び漁獲枠に対する漁獲量の年次報告（以下に概要を記載）がかかるとするリスクを低減させるはずである。

### 国別配分に対する漁獲量の報告

CCSBT においては、以下に列挙するとおり、既にいくつかの漁獲報告制度が実施されている。

- 科学委員会に対してメンバーの（特に）前漁期の漁獲量に関する情報を提供する年次データ交換
- メンバーによる SBT 漁獲量の月次報告。これによって、国別配分に対する漁獲量をリアルタイムに近い形で確認することが可能
- 漁獲枠及び漁獲枠に対する漁獲量の報告
- メンバーの漁業の年次総括。これには漁獲配分に対する漁獲量が含まれる。（すなわち、遵守委員会及び拡大委員会のための国別報告書）

年次データ交換は、科学委員会のための漁獲に関する主たる情報源となり続けることとなろう。また、これは全てのメンバーが完全な漁獲情報を提出することができるような時期に調整されている。

国別配分に対する漁獲量を監視するため、配分量に対する漁獲量の月次報告は継続するべきである。過小漁獲に関する規定を利用することを決定したメンバーは、年次報告書を用いて、当該利用についての CCSBT への報告が求められるべきである。

繰越し制度を実施するメンバーに対しては、更なる報告事項が要求される可能性がある。当該メンバーは、変更後の年間漁獲枠につき、それが判明した後、可能な限り直ちに委員会に対して報告するよう求められるであろう。かかる修正値は、当初の漁獲配分に対する漁獲枠所有者/漁船ごとの漁獲量を報告する際のベースとなるだけでなく、年次会合において漁獲枠に対する漁獲量を評価する際のベースとなるであろう。

これが実際にどのように運用されるかについての事例は、以下のとおり。

#### 過小漁獲の例－未漁獲が生じた年間 TAC の 20% の繰越し

	1年目	2年目	3年目
年間 TAC	1,000	1,000	1,000
年間利用可能漁獲量の上限	1,000	1,200	1,200
実際の漁獲量	800	600	800
繰越し量	200	200	0 or 200t*

\* 3年間のクォータブロック間の繰越しも認めるか否かによって異なる。

#### 過小漁獲の例 2－未漁獲が生じた年間利用可能漁獲量の上限の 20% の繰越し

	1年目	2年目	3年目
年間 TAC	1,000	1,000	1,000
年間利用可能漁獲量の上限	1,000	1,200	1,240
実際の漁獲量	800	600	800
繰越し量	200	240	0 or 248t*

この事例では、メンバーは、2年目の修正後の漁獲量の上限が 1200 トンとなることについて、当該年の開始前に委員会に通報することとなる。3年目の開始前には、同様の報告をすることとなる。

#### 繰越しが生じない状況

メンバーは、自身の漁業に関して、繰越しが生じない状況についても検討しなければならない。かかる状況には、以下のものが含まれるべきである。

- 次の TAC 設定期間において、全世界の TAC 及び/又はメンバーの配分量が減少する場合
- 科学委員会が、例外的な状況が生じており委員会による更なる管理対策が必要となる可能性があると判断した場合

#### まとめ

SBT の過小漁獲に関する取決めの実施によって、特に、SBT の利用可能性というよりは、むしろその漁獲に影響を与える要因（例えば、気象条件や海況）に左右されやすい漁業の操業に対して、柔軟性が与えられることとなる。

このような制度の採用にかかる懸念事項は、生物学的又は制度的リスクの潜在性である。資源の将来予測は全ての国別配分が完全消費されることを前提としていると考えるのであれば、生物学的リスクは小さい。

各国の管理措置が適切に実施されているのであれば、制度上のリスクを直ちに低減することができる。仮にこのようなものが存在していないのであれば、これはリスクの存在を示唆するものである。

リスク及びリスク低減に関する概要を以下に示す。

潜在的なリスク	コメント	リスク低減
各国の行政的制度は、漁獲量の繰越しを監視することが不可能	繰り越される漁獲量を監視し、自国の漁獲量をCCSBTに説明するべく、各国の行政的制度が策定される必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>過小漁獲に関する規定の使用を特定の行政機関に限定する</li> <li>CDSによって漁獲量の長期的な検証が可能となる。過剰漁獲を招く行政的な過失があった場合には、それを返済するための義務を負う。</li> </ul>
誤報告の累積	これは現時点で存在しているリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDS 及び継続的な市場調査</li> </ul>
3年間のブロックを跨るような繰越しは更なるリスクを招く可能性	このような状況下でいかにしてリスクが高まるのか明確ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロックを跨るような繰越しを行う/行わない場合の明確な規則</li> <li>繰越しに関する規定の適用に関するCCSBTへの年次報告</li> <li>CDS</li> </ul>

### ケース・スタディーニュージーランドにおける未漁獲分の繰越し

ニュージーランドの漁業制度においては、2001年以降、未漁獲となった配分量の限定的な繰越しに関する規定が導入されている。かかる規定は、特別に除外される種<sup>3</sup>を除き、全ての種に適用されている。かかる規定は、以下に掲げる多くの目的を果たしている。

- 漁業者が自身の漁獲量と年間漁獲許可量とのバランスを取るのを容易にさせる
- 不可抗力（例：海況、気象パターン）によって魚の利用可能性（及び/又は漁獲能力）が変化している状況において、いくつかの対策を講じることができる
- 漁期が2つの漁業年に跨る場合において、漁業操業のある程度の継続性を確保させる。
- みなみまぐろに関しては、漁業者のうち、自身の未漁獲分の配分量の一部を繰り越すことができることを報告している者は、当該期における操業計画を立て易くなる。みなみまぐろは、漁期の前半では対象種として漁獲され、漁期の後半では他のはえ縄漁業の混獲として漁獲される。仮に漁業者が、未漁獲分にかかる漁獲許可量を繰り越すことが可能であることが分かれば、彼らにとって、漁期の後半における混獲を十分にカバーするだけの漁獲枠を（それが必要となるかもしれないし、ならないかもしれないが）確実に残し易くなる。

<sup>3</sup> みなみまぐろについては、現在のところこれらの規定から除外されている。すなわち、ごく最近まで繰越しが行われていたものの、現在は行われていない。



ニュージーランドの制度の主な特徴は、以下のとおり。

- 商業漁業に関しては、4つの漁獲報告様式が必要となる（漁獲・努力量、水揚げ量、月別漁獲量、及び受取業者ごとの報告量）。漁獲量報告を用いて、月ごとに漁獲枠の残りを勘定し、漁獲量の監視を改善する。自身の年間SBT漁獲量を割当量でカバーできない漁業者に対しては、非常に重い財政的な罰則が科されるので、過剰漁獲の可能性を抑制している。
- 漁業者の漁獲量は、各漁業年の終了時点において、彼らが保有する年間漁獲許可量と比較される。仮に、ある漁業者の漁獲量が当該漁業者の年間漁獲許可量を下回る場合には、未漁獲分（当該漁業者の全許可量の最大10%）は当該漁業者に対して自動的に次の漁業年に付与される（これは、最終漁獲報告等の処理の後、新しい漁業年の最初の月の20日前後に行われる）。
- 漁業者及び受取業者から別々の報告書が受領されるため、漁獲量に関する誤報告が生じる機会は限定的なものである。その他の遵守及び監視措置（例：検査等）も追加的な抑止力となっている。
- 次の漁期の総漁獲可能量が減少する場合には、繰越しは行われない。